

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【公開番号】特開2011-98240(P2011-98240A)

【公開日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2011-37825(P2011-37825)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月28日(2012.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キャラクタによるキャラクタ演出を含む演出表示を、所定の演出開始条件の成立に応じて実施する演出表示手段と、

前記キャラクタに対して設定されたパラメータを記憶するパラメータ記憶手段と、

前記パラメータ記憶手段に記憶されているパラメータを遊技状況に応じて更新するパラメータ更新手段と、

前記パラメータ記憶手段に記憶されているパラメータを特定可能なパラメータ特定情報を出力するパラメータ特定情報出力手段と、

前記パラメータ特定情報を遊技者から受付けるパラメータ特定情報受付け手段と、

前記パラメータ記憶手段に記憶されたパラメータに応じたキャラクタ演出を決定するキャラクタ演出決定手段と、

を備え、

前記パラメータ特定情報受付け手段における前記パラメータ特定情報の受付けに応じて、前記パラメータ記憶手段に記憶されているキャラクタのパラメータを、該受付けたパラメータ特定情報から特定されるパラメータに更新するとともに、前記演出表示手段が、前記キャラクタ演出決定手段により決定されたキャラクタ演出を行う遊技機であって、

前記パラメータ特定情報受付け手段にて受付けたパラメータ特定情報が、当該遊技機が属する機種の遊技機から出力された自機種パラメータ特定情報であるか、当該遊技機とは異なる他機種の遊技機から出力された他機種パラメータ特定情報であるかを判定するパラメータ特定情報種別判定手段と、

前記他機種パラメータ特定情報が、複数の他機種のうちのいずれの機種の他機種パラメータ特定情報であるかを特定する機種特定手段と、

を備え、

前記キャラクタ演出決定手段は、前記パラメータ特定情報種別判定手段において自機種パラメータ特定情報であると判定されたときには、自機種のキャラクタによるキャラクタ演出を決定する一方、前記パラメータ特定情報種別判定手段において他機種パラメータ特定情報であると判定されたときには、自機種のキャラクタによるキャラクタ演出に加えて、前記機種特定手段により特定された他機種に関連するキャラクタによるキャラクタ演出を決定する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、

キャラクタ（キャラクタA，A'，B，B'，C，C'，P）によるキャラクタ演出を含む演出表示を、所定の演出開始条件（有効始動入賞）の成立に応じて実施する演出表示手段（演出制御基板80、可変表示装置9）と、

前記キャラクタに対して設定されたパラメータ（レベル）を記憶するパラメータ記憶手段（RAM108、キャラクタ情報テーブル）と、

前記パラメータ記憶手段に記憶されているパラメータを遊技状況に応じて更新するパラメータ更新手段（演出制御用マイクロコンピュータ100；ハズレリーチ演出制御処理、レベル値減算処理）と、

前記パラメータ記憶手段に記憶されているパラメータを特定可能なパラメータ特定情報（パスワード）を出力するパラメータ特定情報出力手段（演出制御用マイクロコンピュータ100；パスワード受付け処理、Sp3、Sp13、Sw0）と、

前記パラメータ特定情報を遊技者から受付けるパラメータ特定情報受付け手段（演出制御用マイクロコンピュータ100；パスワード受付け処理、Sp5、Sw2，十字キー操作部40）と、

前記パラメータ記憶手段に記憶されたパラメータに応じたキャラクタ演出を決定するキャラクタ演出決定手段（演出制御用マイクロコンピュータ100；対決パターン決定処理）と、

を備え、

前記パラメータ特定情報受付け手段における前記パラメータ特定情報の受付けに応じて、前記パラメータ記憶手段に記憶されているキャラクタのパラメータを、該受付けたパラメータ特定情報から特定されるパラメータに更新するとともに、前記演出表示手段が、前記キャラクタ演出決定手段により決定されたキャラクタ演出を行う遊技機であって、

前記パラメータ特定情報受付け手段にて受付けたパラメータ特定情報が、当該遊技機が属する機種の遊技機から出力された自機種パラメータ特定情報（自機種パスワード）であるか、当該遊技機とは異なる他機種の遊技機から出力された他機種パラメータ特定情報（他機種パスワード）であるかを判定するパラメータ特定情報種別判定手段（演出制御用マイクロコンピュータ100；パスワード受付け処理、Sp20、Sp21、Sw20、Sw21）と、

前記他機種パラメータ特定情報が、複数の他機種のうちのいずれの機種の他機種パラメータ特定情報であるかを特定する機種特定手段と、

を備え、

前記キャラクタ演出決定手段は、前記パラメータ特定情報種別判定手段において自機種パラメータ特定情報であると判定されたときには、自機種のキャラクタ（キャラクタA，A'，B，B'，C，C'，P）によるキャラクタ演出（対決リーチ）を決定する一方、前記パラメータ特定情報種別判定手段において他機種パラメータ特定情報であると判定されたときには、自機種のキャラクタによるキャラクタ演出に加えて、前記機種特定手段により特定された他機種に関連するキャラクタ（キャラクタX、キャラクタY）によるキャラクタ演出を決定することを特徴としている。

この特徴によれば、他機種パラメータ特定情報を受付けたときには、他機種に関連するキャラクタによるキャラクタ演出が行われるため、他機種において遊技を実施した遊技者による自機種での遊技を促進することができる。また、他機種パラメータ特定情報を受付けたときには、当該他機種の機種が特定されて、該特定された機種に関連するキャラクタ

によるキャラクタ演出が行われるため、より一層、自機種での遊技を促進することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の手段2の遊技機は、請求項1、手段1のいずれかに記載の遊技機であって、所定の遊技終了条件（打球操作ハンドル5の操作がされなくなつて1分間が経過し、且つ、可変表示部9において演出表示がされていないこと）の成立に基づいて遊技終了（非稼働）を検知する遊技終了検知手段（演出制御用マイクロコンピュータ100；非稼働判定処理）を備え、

前記キャラクタ演出決定手段（演出制御用マイクロコンピュータ100；対決パターン決定処理）は、前記遊技終了検知手段により遊技終了を検知したことを条件に、前記他機種に関連するキャラクタ（キャラクタX、キャラクタY）によるキャラクタ演出を決定しないことを特徴としている。

この特徴によれば、交代後の遊技客の遊技において、交代前の遊技客の入力に基づく他機種に関連するキャラクタによるキャラクタ演出が実施されてしまうことを、極力防止することができる。